

米騒動と体験者の語り

大川 啓

——旧富山県中新川郡東水橋町を対象として——

【要旨】

近年の米騒動研究では、一九一八(大正七)年の騒動の発端として中新川郡東水橋町(現・富山市)が挙げられることも少なくない。それは、松井滋次郎や井本三夫らによる聞き取り調査の成果やそれをふまえた研究によるものである。だが、東水橋町の米騒動の経過については、井本の研究への疑問も出されてきた。また、松井・井本の主要な関心が、東水橋町の騒動が米騒動の発端だった事実を確認することにあつたためか、体験者らの語りには、歴史的な検討の余地を残しているものもみられる。本稿では、八月四日以降の東水橋町における米騒動の展開過程を検討するとともに、それらをふまえて騒動体験者の語りを歴史的に位置づけることを試みた。八月四日から六日にかけての騒動については、騒動体験者の語りや関係する文献史料をつき合わせることで、騒動の展開過程を明らかにした。また、そうした展開過程をふまえて、語り手一人ひとりにとって、東水橋町の米騒動がどのような体験だったのかも検証している。あるひとりの騒動参加者にとっては、女性仲仕の仕事や家事労働後の夜分、「親方」に率いられて集団要求に日参し、米商高松の譲歩を引き出した体験こそが、米騒動であった。また別の参加者にとっての米騒動は、地縁による強制で参加したにも関わらず、日常意識の顛倒によって思いがけない高揚感を味わった体験だった。他方、騒動勢が押し寄せた米商の関係者にとっては、そうした日常意識の顛倒をもたらした不安と恐怖こそが米騒動に他ならなかった。こうした体験の多元性は、米騒動の歴史像をより豊かにしてくれるはずである。

キーワード オーラル・ヒストリー、民衆運動史、民衆意識、港湾都市、女性仲仕

はじめに

一 八月三日以前の米騒動

二 八月四日の米騒動

1 米騒動の展開過程

2 米騒動の意識過程

3 不安と恐怖

三 八月五日の米騒動

1 汽船での米移出への警戒

2 荷車で米運搬の阻止と暴力行使

3 米改め

四 米騒動の終息

1 八月六日の米騒動

2 生活危機への対応

3 米騒動の終息

おわりに

はじめに

一九一八（大正七）年の富山県では、七月から八月初旬にかけて、東水橋・魚津・東岩瀬・泊・生地・西水橋・滑川など富山湾東部沿岸の中小都市を中心に米騒動が起こった。八月五日以降、西水橋や東水橋、滑川などの動向が中央紙や県外紙でも報じられ、⁽¹⁾全国各地に騒動が広がる契機となった。その富山県での騒動の発端として、近年では、中新川郡東水橋町（現・富山市）が挙げられることも少なくない「滑川市立博物館編 2018：19」。

本稿では、東水橋町における米騒動の展開過程を検討するとともに、それらをふまえて騒動の体験者が残した語りを歴史的に位置づけることを課題とする。

東水橋町の米騒動で、最初に注目されたのは、八月四日夜の騒動だった。一九五四（昭和二九）年の長谷川博・増島宏『米騒動』の第一段階（完結）―富山県下現地調査を中心として―では、この騒動を、前日三日に隣の西水橋町（現・富山市）で起こった米騒動が波及したと位置づけ、それらが滑川町（現・滑川市）へ伝播して六日以降に「富山県下での米騒動のクライマックス」に達したと論じている。他方、八月二日以

前に起こった魚津町（現・魚津市）の騒動などは、小規模にとどまった「米騒動の序曲」とされた「長谷川・増島 1954：126」⁽²⁾。そうした評価は、井上清・渡部徹編『米騒動の研究 第一巻』にも踏襲され「井上・渡部編 1959」、米騒動研究の通説となった。富山県の地方紙である北日本新聞社が編纂した『証言米騒動』も、そうした通説に準じている「北日本新聞社編 1974」。

これにたいして、東水橋町の米騒動が、西水橋町や魚津町に先行していたとする聞き取り調査の成果が発表されてきた。『赤旗日曜版』一九六八年七月二八日付に掲載された、東水橋町の米騒動体験者による座談会の記事では、東水橋町の西浜町の女性仲間たちが、七月初めから組織的な行動をしていたと⁽³⁾する。富山県の社会運動家・松井滋次郎（筆名・千冬）も、座談会にも参加した体験者への聞き取り調査の成果を発表し、東水橋町の西浜町が発端であることを強調した「松井 1963」。松井は、そうした体験者への聞き取りを音声記録で保存していた。井本三夫は、松井の遺族が保存していた音声記録の一部を書き起こして一九九三（平成五）年に公表した「松井聞き取り・井本編 1993」。二〇一〇年には、松井の音声記録の書き起こし、および自身の聞き取り調査の記録などを所収した井本三夫『水橋町（富山県）の米騒動』が刊行された「井本

2010]。東水橋町の騒動が米騒動の発端として位置づけられるようになったのは、こうした聞き取り調査の記録の公開や井本の研究成果による。

だが、井本の研究は、聞き取り調査やその記録などを用いた八月三日以前の分析に焦点があり、八月四日以降については、個々の出来事とその出典史料の紹介などにとどまっている。このため、八月四日以降の東水橋町における米騒動は、その展開過程までは十分に明らかにされてこなかった。筆者は、井本前掲『水橋町(富山県)の米騒動』所収の騒動体験者の語り同士や関係資料をつき合わせることで、八月三日以前を中心に東水橋町の米騒動の展開過程をとらえ直したことがある[大川2022]。本稿でも、聞き取り調査の記録や新聞記事、警察関係資料などを用いた同様のアプローチにより、八月四日以降の東水橋町における米騒動の展開過程を検討してみたい。

東水橋町の米騒動については、前述したような松井滋次郎や井本三夫らの尽力により、聞き取り調査の記録が数多く残されている⁽⁴⁾。松井が残した音声記録は、一九六八・一九六九・一九七一年に収録された米騒動体験者五名への聞き取りと松井夫妻の対話からなり、その書き起こしが井本前掲『水橋町(富山県)の米騒動』に所収された。同書には、井本が、主に一九八三年から一九九一年にかけて実施した、東水橋町・西水橋町の

米騒動体験者九名、体験者の子孫一二名(同席者含む)、戦前の港湾労働や移出米商に詳しい住民六名への聞き取り調査の成果も収められている。もちろん、そうした記録は、調査者である松井や井本の前掲著作で用いられてきた。だが、両者の主要な関心が、東水橋町の騒動が米騒動の発端だった事実を確認することにあったためか、体験者らの語りには、歴史的な検討の余地を残しているものもみられる。また、北日本新聞社編前掲『証言米騒動』には、東水橋町の米騒動体験者六名、体験者の子孫一名などへの聞き取りに基づく記述がある[北日本新聞社編1974]。滑川市の社会運動家・斉藤弥一郎が著した『米騒動』にも、東水橋町の騒動について、警察関係者一名への聞き取りをふまえた記述がある[斉藤1976]。本稿では、八月四日以降の米騒動の展開過程をふまえて、こうした体験者の語りを歴史的な文脈に位置づけてみたい。ここでは、文献史料の補足や事実確認の手段にとどまらない、語られ聞き取られた記録のもつ可能性も示されることになる⁽⁵⁾。

対象地である中新川郡東水橋町は、白岩川河口の右岸に位置した。水橋は古代・中世から交通の要衝として知られ、近世には北陸街道と水橋湊を中心に河口兩岸が町場となった。右岸の東水橋には加賀藩の御蔵が置かれ、米の積出港としても繁栄した。一八八九(明治二二)年の町村制施行により東水橋町が成

立、一九四〇年に西水橋町・下条村と合併し水橋町となり、一九六六年に富山市に編入された。一九一八年当時の現住戸数は一〇〇四戸、現住人口が五二八七人だった〔富山県編 1920〕。職業構成は、「大正八年 統計材料整理簿 式冊ノ内巻 中新川郡役所」によれば、男性の本業が物品販売業二一%、化学工業一一%、船舶運輸業九%、漁業等六%、「其ノ他ノ交通業」三%など、副業が物品販売業五二%、漁業等一一%、農業等七%、旅宿飲食店遊戯場営業等七%、金融及保険業六%などとなる。女性の本業は繊維工業二〇%、旅宿飲食店遊戯場営業等一六%、竹製品製造一四%、物品販売業一〇%、「其ノ他ノ交通業」二%など、副業が繊維工業三四%、竹製品製造二八%、物品販売業一九%、旅宿飲食店遊戯場営業等六%などだった。漁業も一定数を占めていたが、売葉業や港湾関係など二次・三次産業中心の港湾都市だったことがわかる。なお、西隣の西水橋町は五三二戸・三一八七人、東の滑川町が一八九一戸・一万八三八人だった〔富山県編 1920〕。

一 八月三日以前の米騒動

前述した拙稿では、八月三日以前における東水橋町の米騒動の展開過程を以下のように整理した〔大川 2022〕。

東水橋町では、①米商高松に米移出の停止を求める女性仲仕の集団要求が、遅くとも七月一四日までには始まっていた。当時の水橋港では、沖合での舁荷役（沖仲仕）などを男性がおこない、女性は陸上で荷車運搬や舁までの荷運びなどを担っていた。女性仲仕の人数は、二五、六名ほどで、その多くが水橋港の揚場のあった西浜町在住だった。仲仕の親方（港湾荷役の労務供給請負業）には、市江平次郎がいたが、女性仲仕にも「親方」と目される年配女性（水上ノブ・角川イト・水上トキ）がおられ、彼女らの日常的な仕事をすべて取り仕切っていた。聞き取り調査の記録には、女性仲仕を「きつつい」と表現する騒動体験者や子孫の語りが見られるが〔井本 2010: 194, 196〕、それは体力の強さとともに、気の強さとそれを示すようなふるまいや態度を指している。そうした「きつつい」面は、日常的には、極めて深刻な嫁姑問題という負の側面として現れるとともに、家や女性仲仕集団、地域の生活を維持する役割を果たし、米騒動の局面ではそうした役割の延長上で騒動を支えることになった。

女性仲仕たちは、新大町の米商高松の店へ日参した。就労と家事労働のため、二〇時以降にならざるを得なかったという。杉村ハツ（一八八四年生まれ）は、参加の負担も大きかったが、拒もうものなら「親方」三名に「叩くやらぶつやら」されたと

語っている「井本 2010: 41」。高松の店主・庄太郎は、東水橋町近郊の農村出身で、米屋の奉公を経て独立し、一九一八年当時には同町有数の移出米商に成長していた。「親方」三名は、高松の店の戸を叩いて「おらっちゃ米一升くれているか、米一合くれているか。たゞ米を北海道へやらんといってくれて申し込みに来とるだけぢゃ」などと呼びかけた「井本 2010: 41」。こうした要求内容は、移出停止により米価が下がれば、平常どおり自助で対応することを前提としており、米の恵与といった慈恵とは異なる。そこには、通俗道徳的な実践で家計を支えていた彼女らの矜持がうかがえる。だが、高松からの応答はなく、呼びかけはやがて、怒りの罵声に変わったという。結局、二〇時以降の日参で女性仲仕たちが、店主の庄太郎やその妻ハルに面会することはなかった。

七月下旬後半以降の夕方、②女性仲仕たちは、仲仕の親方である市江平次郎に移出の停止を求めたが、不調に終わった。これを契機として、③女性仲仕五、六名が、これまでより早い時間に米商高松の店へ向かい、店主の妻ハルとの直談判が実現した。その際、女性仲仕と口論となったハルは「食われんにゃゴトむけ(死ぬ)」という言葉を発表したとされる「井本 2010: 87」。

その後、④女性仲仕たちは移出米の運搬を拒否した。これを

契機として、滑川町へ米を運ぶ荷車を阻止する実力行使が起った。岩田重太郎(一八九六年生まれ)は、自身が目撃した実力行使について、⑤午前中に「野次馬根性で居ったがでなからうかて思」われる男性二〇名ほどが荷車を止めたが、まもなく制服の巡査が来たので解散したと語っている「井本 2010: 43」。他方、金山秀吉(一九〇一年生まれ)は、⑥八月三、四日頃に男性仲仕が東西水橋町を結ぶ橋の上で荷車を阻止し、警察に連行されたことを伝え聞いたという。米運搬の荷車阻止は、後述する⑦を含め、少なくとも三件以上起こったことになる。

汽船への移出米積み出しを阻止する実力行使もみられた。⑦藤田回漕店では、角川商会(米穀肥料商・委託売買業)が売却した米を手配船で積み出す予定だったが、女性仲仕の「親方」らの呼びかけに応じた「五、六〇人」以上の女性たちによって阻止されている。その際、角川商会に勤めていた高井文助(一八九五年生まれ)は、「親方」の一人に『おまさ(お前)移出を控えるよう―引用者』あっだけ言うといたがに、何のこっちゃ『て頭からやられた』という「井本 2010: 58」。この積み出し阻止の時期は、「大正七年 輸出口録綴」「大正七年 輸入目録綴」「藤田栄一日記」を参照すると、七月二〇日・八月三日・八月八日に限定される。八月三日だったとすれば、藤田回漕店の手配船は一時三〇分に水橋を出港しており、遅くとも

この時点までに女性仲仕以外にも参加者が拡大し、要求対象も米商高松以外に広がっていたことになる。

前掲拙稿での整理は、以上のとおりである。このうち、八月四日以降における東水橋町の米騒動を分析するうえで確認しておくべきは、②③⑤⑦である。②③の日時について、③を目撃した瀧川弥左衛門（一九〇〇年生まれ）は、七月下旬と語っているが「北日本新聞社編 1974：56」「井本 2010：90」、後掲する『高岡新報』一九一八年八月五日付の雑報「女一揆が更に 東水橋にも起こる」（水橋電話）、同八月六日付の雑報「東水橋の 一揆形勢」では、八月四日だった可能性も示されている（以下、一九一八年の資料は年を略す）。ここでは、②③があった日時は、最も遅ければ八月四日夕方である、とするにとどめたい。⑤は、②③の翌日以後となるので、八月四日以降だった可能性もある。⑦は、前述したように八月八日の可能性もあるが、その場合、後述する⑯が起った八月六日より後も後まで東水橋町の米騒動が続いていたことになる。

二 八月四日の米騒動

1 米騒動の展開過程

八月四日の東水橋町について、最も知られている史料が、

『高岡新報』八月五日付の雑報「女一揆が更に 東水橋にも起こる」（水橋電話）である。

昨朝米女房子供は三々伍々何事か密かに語り合ひて不穩の様ありしが、俄然薄暮七時頃に至るや各々家を出で、海岸に集合する者六七百名の多数に及び、夫等は隊を組み町中に練込むや、町長の私宅を筆頭に町会議員、名譽職員、有志を順々に訪ふて瀕死の窮状を訴へて応急救助を乞ふ所あり。次で米穀商及び米所有の家々を襲ふて、米価暴騰は他へ送り出す為なれば今後一俵と雖も他へ売渡す可からず。之を聴入れずば相当の手段を採るべしとの意を以て脅迫したり。之が為め前日通り水橋警部補派出所が安ヶ川主幹以下署員全部出勤此女軍の解散に努めたるも、多勢に無勢にて警官制止に耳を藉さず、全町湧き返るが如き騒擾の裡に夜半十二時過ぎ漸く鎮静したり。当夜就中喧騒を極めたるは新上町高松長太郎方にて、目下白米約千俵を所有せるより、数百名の女軍の一隊は同家を襲ひ、居合せたる長太郎妻お何に對し米を売るなどいふや、利かぬ氣のお何は所の所は商売だから売るも売らぬも勝手なりと言放ちしものから、女軍は大に怒りてお何に悪罵を浴せ懸け、お何も敗けずに口論して「お前さん達のやうな者は食へねば死んで了へ」と暴言を吐き散らせしより、女軍は益々憤激しお何を殺せと殺氣立ちて、

一時は如何なる椿事の出来せんか測り難き形勢なりき。

この記事では、八月四日は⑧朝から「女房子供は三々伍々何事か密かに語り合ひて不穩の模様」があり、⑨一九時頃に「各々家を出で、海岸に集合する者六七百名の多数に及び、夫等は隊を組み町中に練込」んだとする。そして、⑩「町長の私宅を筆頭に町会議員、名誉職員、有志を順々に訪ふて瀕死の窮状を訴へて応急救助を乞ふ」た。このうち、最も騒ぎが大きかったのが、⑪米商高松の店だったという。

『大阪朝日新聞』八月六日付の雑報「女房一揆拡大す 更に六七百名の新集団起り 瓦石を投げ戸障子を破壊す」(高岡電話)では、⑨「午後四時頃に至り、誰云ふとなく同町民六七百名の女房及び娘連中同町海岸に集合し」、⑩「期せずして山崎同町長の自宅を襲」ったとし、町長は「何等かの方法を講ずべく慰撫した」とする。町会議員などを訪ねた後、二〇時頃から「米の所有者を歴訪して、今日の如く米高を見るに至れるは汝等の所為なり、と暴言を吐き、石瓦を投げ、戸障子を破壊するなど大乱暴を働」いた。被害の最も大きかったのが、⑪「新上町米穀商高松長太郎方」で、『高岡新報』の前掲記事のよ^うな経緯で「集団は鯨波を挙げ、戸障子器物を破壊し、家族は命からぐく逃れたる有様」だったとする。

富山県警察部は、「所謂『米騒動』ニ関スル新聞中特ニ注意ヲ要スル記事一覽表」において、前掲記事を掲載した『高岡新報』を「舞文曲筆、流言蜚語ヲ流布シ、遂ニ隣接滑川町民ヲ刺激煽動スルニ力アリシヲ認ム」、『大阪朝日新聞』を「例ニヨリ(高岡電話)ノ虚報ニシテ、器物破壊及暴行ノ事実全クナカリシヲ真相トス」と批判している。「大正七年 米価暴騰ニ伴フ細民救済関係 下新川郡役所」。こうした県警察部の対応に関して、立花雄一は、一八八九、一八九〇年の両年に魚津町で起こった米騒動以降、「男子の米騒動は当然法通り嚴罰とするが、女米騒動の場合は、法ニ国家に逆らわぬ米騒動に変身ニ整形させることによって、罰しないですむようにする」「定式」が慣例となり、「罰する側の警察が、逆に女米騒動を弁護する逆転現象が起こって」いたと指摘している。「立花 2014: 22, 28, 30」。立花の指摘については、より多くの事例での妥当性や慣例化の過程など十分な検証が必要と思われるが、本稿で警察関係資料を用いる際には、騒動の規模や暴力性などが過小に表現されている可能性をふまえて分析を進めたい。

「大正七年米ニ関スル哀願運動状況一覽表 自七月二十三日 至八月十九日 富山県警察部調」(以下、「大正七年米ニ関スル哀願運動状況一覽表」と略す)では、八月四日の東水橋町について次のように記している。

同日夜、細民婦女等漸次集合シ、其ノ数約百名ニ達シ、資産家小松武右衛門方及町長方ヲ訪問シ、廉売方ヲ哀願シ、夫レヨリ米商高松〔中略〕方へ至リ同様哀願ノ結果、庄太郎妻ト婦女連トノ間ニ口論ヲ始メ騒然タリシモ、警察官ノ鎮撫ニ依リ解散セリ。〔荻野編 1993: 77〕

同夜、「約百名ニ達」する多勢の「細民婦女等」が、⑩資産家や町長、米商高松方で「廉売方ヲ哀願シ」、⑪高松方では店主・庄太郎の妻との間で口論となり騒然となったとする。同史料では、この状況を「形勢稍々不穩」と評価している。暴力行使の記述はないものの、多勢の集団要求によって東水橋町が騒然となり、警察もそれを「不穩」と認識せざるを得なかったことがわかる。

以上の史料で確認される⑧～⑪の動向のうち、⑪については、前述した①③の延長線上にあった出来事と考えられる。すなわち、①女性仲仕二五、六名が米移出停止を求めて米商高松へ日参していたところ、偶発的に③店主の妻ハルへの直談判が実現し、⑪の騒動へと展開したことになる。③を七月下旬に目撃したと語った瀧川弥左衛門は、「私は皆たくさん押し寄せてきたがも見とるが、そん中で言われたがは、言い返しなんですよ、

お母さん〔ハル引用者〕の(言ったことの)」と述べている〔井本 2010: 99〕。これをふまえると、八月四日夕方以前に起こった③店主の妻ハルと女性仲仕との口論の内容が、八月四日夜の局面でも、騒動勢から重ねて糾弾されたことになる。他方、⑩町長方や資産家方などでの多勢による集団要求は、八月四日夜より前には確認できない。集団要求の対象について、『高岡新報』八月六日付の雑報「東西水橋の 一揆形勢」には次のように記されている。

一揆連の訪れたるは〔中略〕東水橋にては、石黒町長宅、飯野松次郎、小松武右衛門、尾島治平の各高持ち、高松米商並に仲仕頭市江平吉方等にて、仲仕頭を訪ひたるは米積みの荷役を受け呉るるなど懇願したる訳也。

騒動勢が訪れた先の地理的な位置関係は、井本前掲『水橋町(富山県)の米騒動』を参照すると〔井本 2020: 37, 88, 160〕、海岸方面から、西浜町の小松武右衛門(水橋銀行取締役)、西天神町の町長石黒七次(売薬業・地主・水橋銀行頭取)、大町の尾島傳次(質商・醬油醸造業・水橋銀行副頭取)、新大町の米商高松の順となる(海産物商・飯野松次郎の住所は不明)〔帝国興信社編 1917〕〔北日本実業奨励会編 1922〕。町長の石黒七次も

同町有数の富者だった。

集団要求の内容についても、前掲した新聞記事や警察の史料にある「応急救助」「廉売方」は、八月三日以前にはみられなかった。⑩町長や富者への多勢による集団要求が、八月四日夜に現れた新たな行動だったことを確認しておきたい。

八月四日は、⑧「朝来女房子供は三々伍々何事か密かに語り合ひて不穩の模様」があったとされる。同日の目について、北日本新聞社編前掲『証言米騒動』には、杉村政義が語ったとされる次のような記述がある。戦後に水橋町長を務めた杉村(生年不明)は、西浜町在住で、一九一八年当時、東水橋町警部補派出所の給仕を務めていた。

八月四日の昼ごろだったろうか、漁民の主婦たち数十人が、私の勤めている派出所へもやってきて、口々に町にある米を外へ出さないよう地主や米穀商へ注意してもらいたいという意味の哀訴をしていた。そのうちに、私の祖母ハツ(当時六十二歳)をはじめ、近所の顔見知りの女の姿も見受けられ、一行は西浜町を中心とする女仲仕や漁民の主婦たちであることがわかった。大声で叫んでいるものもいたが、別に不穩な空気は感じられず、警官にたしなめられて、引き揚げていった。「北日本

新聞社編 1974: 72]

八月四日の日中、⑫警察へ仲裁を求める集団要求がみられたことがわかる。警察への集団要求は、八月三日以前にはみられなかった。①女性仲仕の集団要求に比べると、米移出の停止を求める対象が、米商高松のような「米穀商」だけではなく、「地主」に拡がっている。集団要求の参加者も、女性仲仕だけではなく、西浜町周辺の「漁民の主婦たち」が加わっていた。

こうした警察への仲裁要求が不調に終わったことが、同日夜の⑩町長や富者への多勢による集団要求に展開した可能性もある。ただし、⑩でみられたという「応急救助」「廉売方」といった要求内容は、この⑫の集団要求でも確認できない。

八月四日の日中についての関係資料が限られていることもあり、同夜の⑩町長や富者への集団要求で、「応急救助」や「廉売方」といった要求が現れた背景を特定することは難しい。他方、明治期の東水橋町では、少なくとも一八九〇、一八九七、一九一二年に米騒動が起こっているが、「富山県下ニ於ケル米ニ関スル紛擾沿革一覽表 富山県警察部調」によれば、一〇〇名ほどで「救助方」を町役場や富者らへ「嘆願」「哀願」するもので、いずれも町当局の「救助」で終息したという「大正七年 米価暴騰ニ伴フ細民救済関係 下新川郡役所」。このうち、一九一二年の騒動について、『北陸政報』同年六月一六日

付の雑報「貧民大挙救助を町長に求む」では、六月一四日二一時過ぎ「貧民二百余名〔中略〕突如大挙して町長佐々木平兵衛氏方に至り、口々に生活の窮迫を訴へて救助方を嘆願せ□が、何分二百余名の多数□で老幼男女入れ交りて同氏邸宅前の街路を埋め喧騒し、町長の「一時間余に涉りて懇切丁寧に訓諭」で解散したものの、「町内の各富豪を襲ふて示威運動を為さん模様」もあったとする。一九一二年の米騒動には、警察のいう「哀願」には収まらない面があったこともうかがえる。⑩八月四日夜に「応急救助」の要求が現れた直接的な契機は明らかではないものの、こうした要求内容や行動様式には、明治期からの地域の歴史的な文脈があったことがわかる。⁸⁾

なお、前日八月三日夜には、東水橋町に隣接する西水橋町で米騒動が起こった。前掲「大正七年米ニ関スル哀願運動状況一覽表」によれば、「細民婦女等約百五十名集合シ、有志石金長四郎、藤木治郎平方宅前ニ至リ(一)米ノ輸出ヲ為サ、ルコト、(二)米ヲ廉売セラレタキコトヲ哀願」したという「荻野編1993: 77」。町長の石金(米穀肥料商・水橋銀行取締役)と藤木(漁業・水橋銀行取締役)は、同町有数の資産家だった「帝国興信社編 1917」〔北日本実業奨励会編 1922〕。西水橋町の騒動では、当初から「廉売」要求が現れていた。米移出停止要求以外みられなかった東水橋町で、⑩八月四日夜になって「廉売

方」要求が現れた背景には、あるいは前日夜の西水橋町の騒動が影響していたのかも知れない。

2 米騒動の意識過程

前節で確認したように、⑩八月四日夜の町長や富者への多勢による集団要求が起こった直接的な契機を特定することは難しい。だが、⑨新聞記事でいう「各々家を出で、海岸に集合」、警察の史料でいう「細民婦女等漸次集合」の局面については、参加者の語りが残されている。高柳アイ(一八九八年生まれ)は当時、西浜町在住で、夫が遠洋漁業に従事していた。騒動に参加した理由について次のように述べている。

何せねエ米の値上って、若かったもんだから隣のおっちゃんらちゃ引っぱり出しに來られた、皆んな近所のッさん(近所の人)呼びに來られた。アイちゃん居るがかい、ハイハイて。「中略」行くがにっんだって行かんと(ついて行かないと)、おら憎まれんにゃならんまた。そいがでおらっちゃんどもでも年々いかんがに、さ。「あんたナン喋らんでもいゝが、つんだってだけ行かれ」、言われて連れられてったが覚えとんがー。〔井本2010: 128〕

二〇代だった高柳は、近所に住む年長の女性たちに呼ばれて参加していた。もし拒否すれば「憎まれんにゃならん」という。西浜町には、地縁による参加強制がみられたことを確認できる。西浜町以外についても、参加強制に関わる語りがみられる。

桜井安太郎（一八九八年生まれ）は中出町在住で、家業の海産物・魚肥の卸売業に従事していた「井本 1998：2021」。

「なかせ」の女ども出てきて。親方もとってねえ、「(み)んな出てこいや」言うがでー。浜の方から、おっかちゃんらちゃ、でかいと出てこられた。おらも二〇歳前後の時で、付いて歩いて、たち、つきあい。高松（移出米商）へワーって行ってね、「米、船に積んでっけね高なるが」言うてね。「せいもん（移出）にやられん」て騒いだ。覚えあるちゃ「井本 2010：109」。

中出町には、女性仲仕の「親方」らの働きかけがあったことを確認できる。桜井にとっての米騒動とは、そうした働きかけに応じて、騒動勢に「つきあいで」「付いて歩」き、米移出の停止を求めて「高松」で騒いだことだった。

こうした西浜町周辺の地縁について、新大町の瀧川弥左衛門は、次のように語っている。

西浜・東浜の一带の人たちがすぐ心一つになりますね。その次は西出町、中出町、東出町というところの人たちが出たわけです。東出町に、島村芳雄いう人が今でもおります。（中略）島村君がそのときの様子を聞かしてくれました。隣の飯野のお爺ちゃんが「一軒に一人ずつ出んにゃならんから、お前出れ」って言われた。「おら子供だから」って言うたら、「子供でもいい、一人出にゃならんがだ」て言われて出た、言っとりました。それから、今は弁護士しておりますが、裁判所の管理をしようとした西川力一という人がおりました。その人もそんなとき、おばあちゃんに連れられて照蓮寺の横の小路に出た（集まった）、言っとりました。「井本 2010：91」

「一軒に一人ずつ」といった参加強制が、沿岸部の西浜町・東浜町から、南側の西出町・東出町・中出町へと拡がったことがうかがえる。

『高岡新報』八月六日付の雑報「漁民家族の不穏につき当局者の談」によれば、東水橋町警部補派出所の安ヶ川主幹は、騒動勢には「町内の義理やら野次的に附いて廻るものもある模様なり」と見なしていたという。警察の側でも、参加強制などを認識していたことがうかがえる。また、前述した⑤荷車阻止が「野次馬根性」で集まっていたと思われる男性たちの行動

だったように、「野次的に附いて廻はるもの」が加わっていても不思議ではない。だが、たとえ「町内の義理」や野次馬気分が参加の契機だったとしても、そうした意識のままに騒動に参加し続けたとは限らないであろう。安丸良夫は、一八八四年の秩父事件において、強制されて騒動勢に加わった複数の参加者が、騒動の過程で思いがけぬ意識の高揚を体験していたことを指摘している〔安丸 2013: 350-351〕。東水橋町の米騒動においても、次のような意識の展開過程が認められる。

⑩町長や富者への多勢による集団要求の局面について、西浜町の地縁で参加させられた高柳アイは、次のように語っている。

米騒動の時はかわ七屋へ皆んな暴れ込んで行ったぜ。かわ七屋ちゃ水橋で一、二て言われとる有名な家、食べられなんだとそこへ、皆んなそこへ暴れに行くが。暴れにー？ちゃおかしけれど、応援してそこへ行くが。米ちゃくたはれん、なんせ米騒動の時ゃかわ七屋や小松さんとか、おゝ島屋押しかけんが。おゝ島屋ちゃ一、二だ、こりゃ宮家みたいな有名なもん。(中略) でかいとアンタ、山になって皆んなつんだたらくが(連れになって行く)。今こゝなち(こゝの家) 暴れに行く、ほして暴れ込んだらこの次の立派な家に暴れに行くが。でかい家に皆んな暴れに行くがやねけーほしたと皆んなおとろしなって(怖く

なって)戸しめとらっしゃれど、引き破って行くが。〔井本 2010: 128〕

「かわ七屋」は石黒七次、「小松」は小松武右衛門、「おゝ島屋」は尾島傳次を指す。高柳の日常において、尾島ら富者は「宮家みたいな有名なもん」だった。そこへ「皆んな暴れに行く」ことは、富者との日常的な関係から大きく逸脱していたはずである。東水橋町の日常的な社会関係が、多衆の威力によって顛倒していたことを確認しておきたい。高柳の語りには、そうした状況に参加していることが、彼女の意識を激しく高揚させたこともうかがえる。なお、①の女性仲仕二五、六名による集団要求でも、年配の「親方」らは、米商高松を罵倒していた。だが、当時三〇代だった杉村ハツは、年少ゆえに地域の評判を意識せざるを得ず、罵声を控えていたという。⑩のように多勢の一人となれば、二〇歳前後の高柳であっても、杉村のような遠慮は不要だったのかも知れない。九一歳の高柳の語りは、七一年前の体験にもかかわらず、日常意識の顛倒がもたらした高揚感を生き活きと伝えている。それはまた、⑩町長や富者への多勢による集団要求が、前掲「大正七年米ニ関スル哀願運動状況一覧表」でいうような「哀願」に収まるものではなかったことも裏付けている。

3 不安と恐怖

⑩多勢による集団要求について、町長や資産家といった要求を受けた当事者の史料は、管見の限りでは確認できていない。

⑪⑬米商高松については、関係者にあたる土肥キクイや小泉米次郎の語りが残されている。土肥（一九〇一年生まれ）は当時、西水橋町の小学校の新任教員だった。生家の市川家は新大町にあり、高松の店主庄太郎と懇意にしていたという。土肥は、自宅から実見した騒動について次のように述べている。

押しかけて来とる者には男も女も居りましたね。殺気立ってるから外へ出るな言われ、私らはしとみ降ろいた中から窺ってみました。高松の店の前の騒ぎ直接聞いたがでないけれど、狭い長い道の両側に家が百軒ぐらい続いとる所なので、人が市川のうちの前まで拡がって、うちの前歩くもんどもの声聞こえまして。ガラスが破れて暴力沙汰やった言います。四、五日続きましたが、盆前に終わって良かったと父が言っとったの覚えとります。〔井本 2010: 113〕

前述した桜井安太郎のように、騒動勢には男性も少なくなかったことがわかる。参加者の高柳アイにみられたような激しい

高揚は、それを実見した側に「殺気立とる」と認識されたのかも知れない。市川家が、こうした状況を深刻に捉えざるを得なかった背景には、米商高松との関係も関わっていた。土肥は、店主の庄太郎が「一寸入れてくれと背戸伝いに入って来られた」「親しくしとったので二、三日居られたもんと思ひます」と語っている〔井本 2010: 113〕。庄太郎は、裏口から市川家へ避難し、数日間滞在していた。彼には、身を隠さざるを得ないような不安や恐怖があったことをうかがえる。

小泉米次郎（一九〇〇年生まれか）は当時、港湾荷役の労務供給請負業から移出米商へ転身した父のもとで、家業に従事していた。小泉の父は、同業の高松と友人関係にあったという。

うちも米屋やとったから、高松がやられたて聞いておとろしなって、兩戸しめとった。おらども米屋して、百五〇俵でも二百俵でもやっぱり輸出しとる。仲間に入とるがだからおとろして、なん出れなんだ。おらとこ、（群衆は）なん来なんだれどー。小さいかったもん。高松は一番でっかかったがやちや

〔井本 2010: 220〕

小泉方では「高松がやられた」と聞き、兩戸を閉めきって騒動勢に備えていた。騒動が、高松と同業の移出米業者にも、不

安や恐怖をもたらしていたことを確認できる。

土肥キクイと小泉米次郎の語りにかがえる不安や恐怖は、警察のいう「形勢稍々不穩」には収まらない規模のように思われる。富山湾東部沿岸の米騒動について、浦田正吉は「地域に根付いていた慣習的な哀願運動」であり〔浦田 2018b : 186〕、「哀願のシグナルを送れば、阿吽の呼吸でそれに応答する対策がとられることになっていった」とする〔浦田 2018a : 69〕。だが、前述したように米騒動がくり返し起こっていた東水橋町であっても、多勢による集団要求を受けた側にとって、騒動の行方は予定調和ではなかった。ここでは、そうした不安や恐怖を騒動勢がもたらしたことで、その多衆の威力を確認しておきたい。

三 八月五日の米騒動

1 汽船での米移出への警戒

八月五日の米騒動について、『高岡新報』の前掲「女一揆が更に 東水橋にも起こる」では、次のように報じている。

直江津小樽間定期航海汽船幸明丸が、東水橋町筵商西川利吉氏の藁筵積込の爲め、今朝水橋に寄港し、午前八時頃より積荷に

着手せんとするや、之を聞込みたる女共は、米の積込と早合点して忽ち二百余名の一団は海浜に集まり、夫より幸明丸及び西川方を襲はんとしたるが、間もなく米には非ず藁筵と判明したる為、漸く解散したり。

⑬ 八月五日朝に水橋沖に寄港した幸明丸へ藁筵の積み出しを始めようとしたところ、米移出と誤認した「二百余名」の女性たちが、同船や荷主の西川方を「襲はんとした」という。この海漕を請け負っていたのは、滑川町の藤田回漕店だった。「藤田栄一日記」〔大正七年 輸出目録綴〕によれば、幸明丸は、同日朝に水橋で複数の藁工品を積荷して、午前一〇時二〇分に滑川へ廻航した。だが、⑬のような女性集団の動向については、まったくふれられていない。

また、同記事では、「町民の蜚語に依れば、今五日夜七時、太鼓を合図に漁夫家族一同は同町海岸の諏訪神社境内に集合、再び町の有力者と米屋を再襲し徹宵すべし」と伝えている。この記事は、夕刊紙である『高岡新報』の八月五日付掲載のため、⑭ こうした「町民の蜚語」がみられたのは、同日午前だったと考えられる。

2 荷車ででの米運搬の阻止と暴力行使

前掲「大正七年米ニ関スル哀願運動状況一覽表」には、以下のようない記述がある。

同日（八月五日―引用者）午前十一時頃ヨリ、労働婦女連約二百名海岸ニ集合シ、汽船ニ米ヲ積込マ□ル様警戒シ、尚午後四時四十分頃、新庄町ヨリ滑川町ニ運搬スル米積載ノ荷車ヲ阻止セムトセシ所ヲ島地刑事巡查□認メ之ヲ制止セムトスルニ対シ、附近ニ在リシ男「」婦女ニ加勢シテ島地刑事ニ軽傷ヲ負ハシメタルヲ以テ執行妨害並傷害罪トシテ取調ヲ為シタリ。

〔荻野編 1993：78〕

前述した⑬汽船への移出米積み出しの警戒のほか、⑮一六時四〇分頃に女性たちが荷車ででの米の運搬を阻止し、⑯それをめぐって刑事一名と男性たちが衝突したという。

⑮⑯夕方方起こった米運搬の荷車阻止をめぐる衝突の局面について、富山県警察部長が八月一二日に各庁府県警察部長宛に発した「所謂『女一揆』ノ真想ニ関スル件」では、次のように記されている。

私服巡査（滑川署ノ島地刑事）ハ右ノ婦女ニ対シ不心得ヲ説諭スル間ニ蝟集シ来レル男達（約十名）ハ、刑事ニ向ヒ「お前ハ何奴ジヤ、ナニ刑事モ何モアルモノカ」トテ、同刑事ガ其ノ公職ニ在ル者ナルコト、及之ガ職務執行ヲ妨害スレバ犯罪者トナルコトアルヘキコト、自分ハ決シテ手出セザルヘキニ付何レモ暴行スヘカラサルコト等ヲ力説スト雖、殆ント狂乱セル彼等ハ勢ニ乗シ同刑事ニ殺到シ、其ノ衣服ヲ破レル者、甚シキハ其ノ面部ヲ拳ニテ殴打シタル者等ノ現行犯人ヲ出シタルニ付、即日三名、及翌日共犯者二名、参考人四名ヲ滑川警察署ニ引致シ、公務執行妨害罪及傷害罪ノ目安ニテ取調ヲ了シ（後略）〔立花 2014：110〕

荷車を阻止していた「婦女」を刑事一名が説諭していたところ、一〇名ほどの男性が集まってきた。刑事の「力説」にもかかわらず、「殆ント狂乱セル」男性たちは「勢ニ乗シ、同刑事ニ殺到シ」、「衣服ヲ破」ったり、「面部ヲ拳ニテ殴打」したりしたという。本史料では、刑事の適切な対応にもかかわらず、男性たちが暴力を行使したことが強調されている。

⑮⑯については、「東西水橋の「一揆形勢」『高岡新報』八月六日雑報、「米騒ぎに就き 県当局弁ずらく」『北陸タイムス』八月七日雑報など、当時の新聞でも報道されているが、情報量

はきわめて限られている。⁽⁹⁾ 他方、聞き取り調査の成果には、⁽¹⁰⁾の詳細に関するものがある。高井文助は、次のように語っている。

(移出米商の) 高松から荷車に積んで行くが、新橋の上から中出町の三つ角で滑川の方へ曲がって行くが捉まえて、すったもんだやったこともある。角まがったところに五台おったか七台おったか。めろ(女)どもで喧嘩もなんもせんがだけれど、男どもあ見物しとったが。なんも無いちゃ、女ども車につながらとるだけだ。それを男どもあ、五人おったか七人おったか見とっただけでえ。ほしたら巡査どもあ張本人のめろ(女)ども捕まえんと、男ども何もしとらんが捕まえたが。そしたら「お前なに言うたらしく、おら何かしとりゃせず」て、男ども腹たてて喧嘩した。ほしたら「本官を侮辱したとやら、職務妨害したとやら」で引っぱってったがじゃ。[井本 2010: 59-60]

高井自身で体験したわけではなく伝聞のようにも思われるが、衝突の契機を警察が「見物しとった」男性たちを「何もしとらんが捕まえた」としている点に注目しておきたい。

斉藤前掲『米騒動』には、一九一八年当時、滑川警察署で電話係を務めていた橋本喜一(一九〇〇年生まれ)への聞き取り

に基づく次のような記述がある。

突然八月五日午後三時頃、「島地刑事がやられている。急きよ救援頼む。」という電話が隣町水橋からかかった。スワ一大事と高信、渡辺の両巡査が前田滑川警察署長の命によって飛ぶように水橋へ駆けつけた。すると島地刑事は水橋町役場の黒堀に押しつけられて袋叩きにあい既にふらふらの状態になっている。
〔中略〕

事の起りは荷車引きが米を積んで、役場前にさしかかったところ、漁師のおかみさん達が突然五、六人現われて、「この米を浜へ出してくるな。」「米を出すから米が高くなるのだ。」「私達はこれでは明日から日干しになってしもうのだ。」「泣訴哀願するように荷車の柁棒を押さえて動かさなかった。そこへ島地刑事が来るや、いつもの調子で高飛車になり、「お前らは何を騒いでいる。帰れ! お前らが騒いでみたところで米がさがる訳でもあるまい。」「と威圧的言動でにらみつけた。その権幕に恐れをなして一同は帰っていったものと思っていたところ、今度は十数名の漁師連中がこのことを聞いて腹を立て、報復にやって来た。一言二言言い争ったと思っただ途端に前記の如く暴行沙汰となったわけである。[斉藤 1976: 14-15]

「漁師のおかみさん達」「五、六人」が荷車を阻止していたところ、刑事の島地清三郎が到着し、「いつもの調子で高飛車になり」「威圧的言動でにらみつけた」。これを聞きつけた「十数名の漁師連中」の報復により、島地は「ふらふらの状態」になっ
ていたという。前掲した高井の語りとの違いは少なくないが、衝突の契機を警察の対応としている点は共通している。聞き取り調査の成果はいずれも、暴力行使の契機を警察の対応としていることを確認しておきたい。

そうした警察の対応について、斉藤前掲『米騒動』には、「島地刑事は職務に忠実とはいえ、いささか行き過ぎのことで前田滑川署長からお目玉を頂戴した」とある〔斉藤 1976: 15〕。橋本喜一は「滑川警察署長前田丈太夫氏はあくまで沈着冷静な態度をとることに注意」していたと語っている〔斉藤 1976: 64〕。杉村ハツ、岩田重太郎の語りからも、①七月から続いた女性仲仕の集団要求や⑤米運搬の荷車阻止の局面で、滑川警察署が人びとを直接刺激しないような対応をとっていたことを確認できる〔井本 2010: 4245〕〔大川 2022〕。島地が「お目玉を頂戴した」のは、そうした方針に反した対応をとったためと考えられる。なお、当時の滑川警察署は、本署に警部補一名・巡查二名、直接の管轄下にあった警部補派出所一・派出所二・駐在所一〇・河川取締駐在所一に計一五名の巡查が所

属していた〔富山県編 1920〕。東水橋町には、警部補派出所が置かれ、巡查三名が所属していた。騒動勢を直接刺激しないような対応には、一つには、騒擾を鎮圧するには人員が不足していたことが関わっていたと考えられる。

斉藤前掲『米騒動』には、⑯の後の東水橋町についても興味深い記述がみられる。前述した刑事島地清三郎への傷害罪などの現行犯として、警察は、被疑者三名を東水橋町警部補派出所へ引致した。取り調べを始めようとしたところ、⑰「町が何となく騒々しくなったような気配がした。今度は拉致された者の奪還のため、派出所を襲撃するのに集合しているという情報が入った」。「危険の迫るのを予感」した警察は、町民を刺激しないよう細心の注意を払って、被疑者らを滑川警察署へ移送したとこう〔斉藤 1976: 15〕。

3 米改め

警察が感知した⑰八月五日夕方の「町が何となく騒々しくなったような気配」は、同日の深夜まで続いていたと考えられる。『香川新報』八月七日付の雑報「五日夜又集る 町会の前後策」〔富山水橋電報〕によれば、「女子軍は、同夜七時海岸諏訪神社の大鼓を合図に境内に打集り、各方面に手分けして米の見張を開始せり。警察側は徹宵して警戒しつゝあり」という。⑱八月

五日一九時以降、騒動勢は、手分けして「米の見張」を続けていた。同日には、二一時三〇分頃から滑川町、二三時頃から西水橋町でも騒動が起こった[荻野編 1993: 78]。前述した滑川警察署管内の警察力では、三町の騒動勢を抑止することは容易ではなかったと考えられる。

『香川新報』の前掲「五日夜又集る 町会の前後策」には「米の見張」の詳細までは記されていないが、関係すると思われる内容が、水上甚一（生年不明）の語りにもられる。甚一は、女性仲仕の「親方」の一人だった祖母トキからの伝聞として「高松の米屋も行ったけど、蓆旗たてて役場や銀行まで行かれない。提灯もって倉庫の鍵開けたらいた（て歩いた）」と。米あこういうでかいと在んねかい言うて」と述べている[井本 2010: 125]。水上トキは、騒動勢の一人として町役場や銀行にも訪れていた。当時の銀行は、倉庫業も担っており、業者が買い付けた米も預かっていた。[井本 2010: 237]。「倉庫の鍵開けたらいた」という点は、近世の地方都市騒擾でみられた「米改め」を思わせる。岩田浩太郎は、「米穀払底・米穀高騰時に町民みずから（打ちこわしを強制力としながら）惣町的規模で町家の蔵々に貯蔵されている米穀雑穀を摘発し俵数を帳面付けし、その安売を（惣町あるいは藩により）実現する行動様式が多数の騒擾事例において見られる」として、そうした行動様式

を「米改め」と呼んでいる[岩田 2004: 415]。一九一八年の東水橋町においても、騒動勢に押し寄せられた側は、その多衆の威力によって、倉庫を開かざるを得なかったと考えられる。また、八月四日に騒動勢が訪れた先には、前述したように、町役場や銀行は含まれていなかった。それは、水上トキらの「米改め」が、八月五日夜だった可能性の高いことを示している。当然ながら、「米改め」は、住民の日常的なふるまいではない。多衆の威力によって日常的な社会関係が顛倒していたのは、八月四日夜だけではなかったことを確認しておきたい。

以上のように、八月五日の東水橋町では、朝から⑬汽船での米移出への警戒がみられ、夕方には⑮荷車での米運搬が阻止され、⑯それを契機として警官へ暴力が行使された。夜にも⑰騒動勢の米改めが展開した。そうした複数の実力行使がみられたこと、⑭「町民の蜚語」や⑰警察が感じた「町が何となく騒々しくなったような気配」などは、東水橋町の日常的な社会関係が停止、ないしは顛倒していたことを示す。前掲した土肥キクイらの語りにもみられたような不安や恐怖は、そうした状況がもたらしていたといえる。

同日には、町行政の対応が始まっている。『高岡新報』の前掲「東西水橋の 一揆形勢」によれば、町長石黒七次らの協議

により、「細民の生活を救ふ一助」として、外国産米の供給を急ぐことを決定し、神戸の外米指定商人のもとへ担当者を派遣した。また、役場の使丁(用務員)を各町に派遣して「騒擾喧囂を極むるは却つて人氣を落し、人心に不安を抱かしむるを以て穩便に事を処するやう」注意させたという。騒動のもたらす不安や恐怖を地域社会が等閑視し得なかったことを確認しておきたい。

四 米騒動の終息

1 八月六日の米騒動

⑬八月五日夕方に起こった米運搬の荷車阻止をめぐる衝突で、警察は、前述したように、現行犯三名を滑川警察署へ引致した。前掲「所謂『女一揆』ノ真相ニ関スル件」によれば、翌八月六日、警察は、この衝突の共犯者として二名、参考人として四名を滑川警察署へ引致した〔立花 2014: 110〕。この共犯者・参考人には、女性仲仕の「親方」の水上市ノブ、西水橋町の岡本公夫が含まれていた〔北日本新聞社編 1974: 73〕。岡本は、八月五日の西水橋町の騒動に関わってこたとされる〔岡本 1978: 34-35〕〔井本 2010: 136-138〕。

こうした警察の対応にたいして、『高岡新報』八月七日付の

雑報「一揆更に」(水橋電話)では、次のような反応があったと報じている。

前記一揆に参加したる漁師町の家族連は、之れを聞知するや、昨朝来業を止めて同派出所前に押寄せたる者三百数十名、彼等は口々に警察の不法を鳴らし、罪は引致せられたる人々に非ず我れくなり。若し罰するならば我々も共に罰せよと称して去らず、一方別働隊の女軍は、海路船に乗じて滑川本署に陳情する等、事態益々險悪に陥りつゝあり。

八月六日、東水橋町警部補派出所前に「三百数十名」が押し寄せ、警察の対応を批難したという。西水橋町の米騒動参加者である岡本タキ(一八八七年生まれ)は「岡本の大将〔岡本公夫―引用者〕が警察にひっぱられたと聞いてびっくりした。それで、みんな水橋の派出所へ押しかけた。わしもいっしょにいった。おばばたちは口々に、あんな、いいっさん(よい人)にとがめはない、おらっちゃのために、つんだって(つきそって)あるかただけだがいね」とわめいとった」と語ったとされる〔北日本新聞社編 1974: 74〕。派出所前に押寄せた者三百数十名には、西水橋町の騒動参加者らが加わっていたことになる。なお、東水橋町の住民の参加を明確に示すよう

な史料は、管見の限りでは確認できていない。

「海路船に乗じて滑川本署に陳情」したとされる「別働隊の女軍」について、西水橋町の市田一郎（一九〇七年生まれ）は、引致された岡本公夫らの引き渡しを求める女性たちが、東水橋町警部補派出所へ向かったところ、白岩川にかかる東西橋の上で警官複数名に制止されたため、「みんな浦へ下って、浜へ行って舟でみんな渡った。舟で向かい（東水橋）側へ、そってゾロゾロぞろぞろと、滑川の本署まで駆けつけたわけや」と語っている〔井本 2010: 137-138〕。東水橋町警部補派出所は、西橋の袂近くにあった。市田の語りは伝聞とも思われるが、西水橋町の騒動参加者が「滑川本署に陳情」したことをうかがえる。

八月九日発の富山県知事報告「米価暴騰ニ伴フ細民ノ行動等ニ関スル件（第二報）」では、八月六日、「水橋町民約二百名ハ、態々約一里ノ距離アル滑川署前へ集合シ、該犯人ヲ引渡サレ度旨嘆願シタリ」とする〔1. 大正七年七月ニ於ケル米騒擾ニ関スル報告〕: 30〕。同日日中、⑬引致された者の引き渡しを求めて、「約二百名」が滑川警察署前に集まった。杉村政義は、「この事件〔⑮⑯―引用者〕で、主婦たちの先頭にたっていた西浜町の女仲仕の親方であるおばあさんが、滑川署へ引致されていった。この釈放運動にゆくことをふれ回っていたことをお

ぼえている」と語ったとされる〔北日本新聞社編 1974: 72〕。東水橋町の西浜町では、「嘆願」への参加が呼びかけられていた。「約二百名」には、前述した西水橋町の女性たちとともに、東水橋町の住民が加わっていたと考えられる。以上のように、⑰滑川警察署へ被引致者の釈放を求める多勢での集団要求には、東水橋町と西水橋町それぞれの米騒動からの連続性が認められる。

⑱への滑川警察署の対応について、前掲「米価暴騰ニ伴フ細民ノ行動等ニ関スル件（第二報）」には、次のように記されている。

〔滑川警察―引用者〕署長ハ犯人審問ノ道ヲ尽クシ事件確實ト為リタルニ依リ、彼レヲ一旦宅控セシムルコトト決意シタルニ付、茲ニ初メテ群衆ト会見シ、現行犯ノ性質及犯罪曲疵ノ不心得等充分説諭訓戒ノ後、該犯人ニ同様ノ暴行再演セシメサルハ勿論、一同モ亦騒擾ケ間敷行為ヲ為ササル旨ヲ誓ハシメタル後、宅控ノ意味ヲ説明シテ該犯人ヲ一同ニ引渡シタリ。本件ハ多クノ新聞記事ニ訛伝又ハ誤伝セラルルハ遺憾ナリ。〔1. 大正七年七月ニ於ケル米騒擾ニ関スル報告〕: 30〕

滑川警察署では、署長が「群衆」を説諭したうえで、引致し

た者を引き渡した。同署は、前述したように、騒動勢を直接刺激しないよう注意しており、この局面でもそうした対応をとったといえる。前日八月五日に「約三百名」の集団要求がみられた滑川町では、同日昼頃から町役場への嘆願、米移出への警戒などが続き、夜にいたって二〇〇人以上が集まる騒動が起こった〔滑川市立博物館編 2018: 22-25〕。滑川警察署に「水橋町民約二百名」が集まったことは、滑川町での「不穏」を醸成する要因の一つになったと考えられる〔荻野編 1993: 78〕。

2 生活危機への対応

八月六日以降、東水橋町では、生活危機への対応が進んだ。『高岡新報』八月七日付の雑報「両水橋協定の救助案」によれば、八月六日、中新川郡役所に招集された東水橋町の町長石黒七次は、郡長および西水橋町長と対応を協議し、篤志家の寄付を財源として、戸数割の負担が三分以下の世帯を対象に、九月一五日まで内外米一升につき五銭引の廉売を実施するといった方針を申し合わせた。東水橋町に戻った石黒町長は、町会議員と「有力者」を町役場に招集して協議会を開き、この方針の承認を得た。その後、西水橋町長と再度の協議をおこない、原則として外国産米を廉売すること、外国産米の到着までは内地産米を購入して一升三五銭で販売すること、などを申し合わせた。

また、こうした方針を「各町総代」に通知したという。米廉売の実施は、「各町総代」を介して両町の住民に周知されたと考えられる。

翌八月七日午前、東水橋町では臨時町会が開かれた。『高岡新報』八月八日付の雑報「細民救助の町会を開く」によれば、前述した米廉売に関して全会一致で可決し、ただちに寄付の勧誘に着手した。戸数割負担五戸以上の世帯を対象として、二〇〇〇円を募集する予定だったという。二〇〇〇円は、米一升につき五銭引での廉売の場合、四〇〇石分の値引き額に相当する。この寄付には、八月七日の午前中で八〇〇円の応募があったとされる。寄付を促した要因には、前述した土肥キクイらの語りうかがえる不安や恐怖があったと考えられる。また、寄付に応じることは、富者にとって、住民の生活を支える姿勢を地域社会に誇示する機会となっていた〔大川 2017〕。寄付の詳細については、未だ十分に明らかではないが、前述した騒動勢が押し寄せた石黒町長ら四名の富者や米商高松も、おそらくは寄付に応じたのではなからうか。また、前掲「米価暴騰ニ伴フ細民ノ行動等ニ関スル件(第二報)」には、「同町商人ノ所有白米全部ヲ一石四十円ニテ提供セシムヘキコトニ決シ」たとある〔1. 大正七年七月ニ於ケル米騒擾ニ関スル報告』: 30〕。実際に「所有白米全部」を「提供」させたのかまでは確認できて

いないが、少なくとも外国産米の到着までの間、町内の米穀所有者が提供した内地産米を廉売に充てていたことがわかる。

米廉売の対象となった戸数割合負担三分以下の世帯は、前掲「細民救助の町会を開く」によれば、約五〇〇戸とされる。これは、東水橋町全戸数の約五〇%にあたる。そうした大規模な内国産米の廉売が、八月七日から開始された。外国産米は、県・郡を介して購入され、各町村へ最初に供給されたのは、八月下旬後半以降だった。「大正七年 外米配給一件 中新川郡役所」。内国産米に代わって、外国産米の廉売が開始されたのは、これ以降となる。こうした廉売は、東水橋町の住民の生活危機を一定程度緩和していたはずである。¹⁰⁾

3 米騒動の終息

東水橋町における米廉売の実施と米騒動との関係について、富山県知事が八月九日に発した前掲「米価暴騰ニ伴フ細民ノ行動等ニ関スル件(第二報)」では、「八月六日発表、七日ヨリ救済ニ着手シタル為、漁民婦女子モ今ヤ全ク鎮静シタリ」とする。「1. 大正七年七月ニ於ケル米騒擾ニ関スル報告」:30]。前掲「大正七年米ニ関スル哀願運動状況一覧表」では、これ以降の東水橋町での騒動は記録されていなく、「荻野編 1993:77-79]。『北陸毎日新聞』八月八日付の雑報「更に勢威を増す細民

一揆 押寄た二千人」(富山電話)でも、米廉売の決定を「之にて一大暴徒も漸く一段落の模様なり」と報じている。一九一八年当時の県行政や地方新聞が、米廉売によって東水橋町の米騒動が終息したと見なしていたことを確認できる。

米廉売の実施後に米騒動がみられなかったことは、そうした行政や富者の対応によって、騒動勢とのあいだに一定の合意が形成されたようにもみえる。だが、①米商高松への女性仲仕の集団要求は、前述したように、米移出の停止を求めており、廉売という対応とはズレがある。実際、騒動参加者である杉村ハツの語りには、米廉売による合意形成といった理解には収まらないような認識が示されている。

おらっちゃこうしてあんまり責めに行くもんだから、「中略」
三次郎さ(早川権次郎―引用者)のおっかはん聞いてこられた、高松のおやっさんな、「休もうか」。頭やめてやめて、気や悪い。なも、あいだけもん来てギヤワギヤワとみゝずかぎやわ(かわず)が鳴くよに言われたとおらなも、のぼせるがよ」
て、そう言うところだと。ほしてエ出袋仕(しゅったいし。移出米を筥に包む作業者―引用者)もおらに言うが、「あんねよ、二、三日したと高松ア米出すがやめっちゃ」。「中略」ほしたらやっぱり、高松は一週間ほど休んだぞいね、北海道へ米やらず

に。それから、おらっちゃ行かんがです。〔井本 2010: 46〕

女性仲仕たちは、①遅くとも七月一四日頃から、米移出の停止を求めて米商高松の店に日参していた。杉村は、それに根負けした高松が米移出を控えたため、集団要求を止めたと語っている。高松の対応についての詳細は確認できていないが、女性仲仕たちの要求を受け入れたと認識されている点が注目される。騒動に参加した杉村には、東水橋町の米騒動が、高松側の譲歩によって終息したと記憶されていたことになる。そこには、八月七日から始まった米販売との関わりはみられない。あるいはそれは、杉村ら女性仲仕たちが、騒動後も高松と同じ町で暮らしていくための、意識の上での関係修復だったのかも知れない。

他方、『高岡新報』八月六日付の前掲「漁民家族の不穏につき 当局者の談」では、東水橋町の収入役が「漁民の家族は多く亭主の腕に頼り自ら働かんと考へは薄きやうなり。故に此頃荷車輓きを為し居るものは夫婦共稼ぎにて確実に生計を営み居れり。彼等は徒手餓を訴へんよりは夫を援け労銀を得るやう心掛くるが至当ならむ」と述べたと報じている。また、『北陸タイムス』八月七日付の雑報「米騒ぎに就き 県当局弁ずらく」によれば、県警察当局が「全体漁家の細君などは日常貯金などをせぬ代りに副業なんかを見出して働くといふ気の女は少

いから、今日のように米が高くなると、困る事は困るに相違なからう」と語ったという。町や警察の当局者は、メディアをつうじて、「副業」で稼いで貯金をしていれば、騒動を起こす必要はなかったはず、といった認識を示していた。もとより、そうした認識は妥当ではない。そもそも東水橋町の米騒動の嚆矢となったのは、①女性仲仕の集団要求だった。彼女らは、前述したように、就労と家事労働の後に米商高松へ日参していた。そうした平時であれば自身で生計を維持し得ていた社会層にも、米価騰貴が生活危機をもたらしていた。注目されるのは、当局者の発言が、誤認にせよ故意にせよ、米騒動とその担い手の正当性を否定していた点である。そこには、騒動の正当性を否定することで、停止・顛倒していた社会関係を日常に回復する力が働いていたと考えられる〔大川 2020〕。

このように地方新聞には、早くも米騒動の正当性を否定する言説が現れていた。金山秀吉は、一九七一年の調査で「私も国鉄に三〇年勤めてきましたが、やっぱりよそから転勤して来た人たちがね、ここは『米騒動』の発祥地やいうが聞いたと、何だか肩身せまい気持ちしたことありましたよ」と語っている〔井本 2010: 67〕。瀧川弥左衛門は、騒動から五〇周年として米騒動が注目された一九六八年以降、東水橋町では『米騒動』は町の不名誉だと、イメージダウンだと、こういう考え方

が一般的になりましてね」と述べている〔井本 2010: 93〕。こうした米騒動への否定的な認識が戦後までみられた背景には、地方新聞の前掲記事のような騒動の正当性を否定する言説も関係していたと考えられる。

おわりに

一九一八年八月四日の東水橋町では、朝から⑧「不穩の模様」があり、昼頃には⑫西浜町の女性たち「数十人」が、米移出停止についての仲裁を警察へ求めたが不調に終わった。夕方以降、⑨女性仲仕の「親方」らによる呼びかけで、「一軒に一人ずつ」といった参加強制が、沿岸部の西浜町・東浜町から、南側の西出町・東出町・中出町へと拡がった。騒動勢は、⑩西浜町・西天神町・大町などへ向かい、町長や富者に「応急救助」「廉売方」を求めた。そうした要求は、同年では初めて現れたものだった。他方、⑪新大町の米商高松方では、店主の妻ハルが発したとされる「食われんにゃゴトむけ(死ぬ)」という言葉が糾弾されたが、これは①遅くとも七月一四日までに始まっていた米移出停止を求める女性仲仕の集団要求、および③ハルへの直談判の延長線上に位置づけることができる。八月五日朝、⑬汽船での米移出を警戒して「約二百名」の女

性が集まった。午前中には、⑭多勢での集団要求を呼びかける「町民の蜚語」がみられた。夕方には⑮荷車での米運搬が女性たちに阻止されたが、⑯これをめぐって男性たちが警官一名に暴力を行使した。警察は被疑者三名を東水橋町警部補派出所へ引致したものの、⑰「町が何となく騒々しくなったような気配」に「危険の迫るのを予感」して、被疑者らを滑川警察署に移送した。夜には、⑱騒動勢による米改めが展開した。

八月六日、警察は⑲警官への暴力行使の共犯者として二名、参考人として四名を滑川警察署へ引致した。同日日中、⑳被引致者の釈放を求め、「約二百名」の東水橋町・西水橋町住民が同署前に集まった。滑川警察署では、「約二百名」を説諭のうえで、被引致者を引き渡した。同日から、生活危機への対応が進められた。東水橋町長は、中新川郡長・西水橋町長との協議、町内「有力者」らの承認を得て、米廉売の実施を決定した。翌八月七日から、東水橋町全戸数の約半数を対象とする大規模な米廉売が開始された。その財源を負担したのは、町内の富者だった。こうした対応は、住民の生活危機を一定程度緩和していたと考えられる。

八月四日以降の東水橋町では、⑬⑮⑱といった実力行使や⑲のような暴力行使が現れていた。東水橋町の米騒動には、警察関係資料でいう「哀願」といった表現に収まらない面が認めら

れる。体験者の語りは、そのことを明瞭に示している。

本稿では、そうした騒動の展開過程をふまえて、体験者の語りを歴史的に位置づけてきた。高柳アイは、地縁による強制で参加したにも関わらず、日常意識の顛倒によって思いがけない高揚感を体験していた。米商高松の関係者だった土肥キクイや小泉米次郎には、多勢の威力がもたらした日常的な社会関係の顛倒が、不安や恐怖をもたらしていた。東水橋町の騒動は、結果的に大規模な米販売という対応を引き出したが、高柳や土肥ら体験者の語りには、そうした過程が予定調和ではなかったことも示されている。滑川警察署が騒動勢を直接刺激しないような対応をとっていたことも、それを裏付ける。他方、杉村ハツにとっては、女性仲仕の仕事や家事労働後の夜分、「親方」に率いられて集団要求に日参し、米商高松の譲歩を引き出した体験こそが、米騒動だった。語られ聞き取られた記録には、語り手一人ひとりにとって、東水橋町の米騒動がどのような体験だったのかも示されていた。こうした体験の多元性は、米騒動の歴史像をより豊かにしてくれるはずである。

本稿の資料調査では、滑川市立博物館の近藤浩二氏、ニュースパーク（日本新聞博物館）、法政大学大原社会問題研究所に大変お世話になった。記して感謝申し上げたい。なお、文責はすべて

筆者に帰するものである。

注

- (1) 近藤浩二「新聞報道と滑川町の米騒動」では、大阪・東京の中央紙や富山県外の主要な地方紙計五二紙から、八月上旬の富山県内の米騒動と救済関係について報じた記事を選別し、その報道内容を滑川・東水橋・西水橋・泊・魚津・生地・富山・東岩瀬・四方・高岡の各市町別に分類している〔滑川市立博物館編 2018：74-78〕。
- (2) 魚津町の米騒動は、七月二三日に始まったとされてきたが、七月一八・二〇日とする説も提起されている〔滑川市立博物館編 2018：20-21〕。
- (3) 「米騒動から五〇年、富山県の現地をたずねる」『赤旗日曜版』一九六八年七月二十八日について、梅田欽治は、現地調査の必要を強調していた〔梅田 1971：47〕。
- (4) 松井滋次郎と井本三夫による調査の詳細については、「井本 2010」を参照した。前掲拙稿では、そうした調査の詳細を整理し、若干の分析も試みた〔大川 2022〕。なお、両者の調査の音声記録については、井本は「しかるべき公共の機関に託する」予定としている〔井本 2010：1〕。音声記録の公開後には、語り手と聞き手の関係性など現在のオーラル・ヒストリー研究の水準をふまえての再検証が必要となるであろう〔大門 2017〕。本稿の内容についても同様である。

- (5) 聞書について「人が自らの経験を『話す』という形態で表現するときの、人びと個人の総体性は、事実確認に解消されはしない」とする安田常雄の指摘は示唆に富む〔安田 2012: 110〕。
- (6) 八月八日、水橋港から廻航した平国丸は、滑川港で米の積み出し阻止にあった。「藤田栄一日記」の同日付には「貧民騒ギノタメ平国丸ニ米積メズ本船其儘出航ス」とある。ただし、「貧民騒ギ」の起こった寄港先が限定されていないため、滑川港だけではなく、水橋港でも起きていた可能性は残る。また、⑦について語った高井文助は、「そしたらそいつあ滑川に響いたらしい、滑川もなも騒いでえ」と述べている〔井本 2010: 58〕。⑦の後に滑川でも騒動が起こったとの語りであるが、あるいは同日中、すなわち八月八日に相次いで起こったことを指す可能性もある。
- (7) 本史料の原本は「越中女一揆並米騒動調査報告」(個人所蔵「金山家文書」近代五二九七、立山町郷土史料館寄託)とされるが〔近藤2018〕、筆者は未見である。
- (8) 『北陸公論』一八九〇年一月二六日付の雑報「三千六百七十石の積出し」によれば、同年一月中旬後半、水橋港で汽船に米を「積出しせんとする際、細民に迫られ種々示談の上、石に付一升宛の跳米をなすことに協議纏ま」ったという。東水橋町には、米移出の阻止についても、明治期からの地域の歴史的な文脈があったことがわかる。
- (9) この他、富山県知事が八月七日に発した「米価騰貴ニ伴フ細民ノ行動及生活状態ニ関スル件」(写)にも関係する記述がみられる〔1. 大正七年七月ニ於ケル米騒擾ニ関スル報告: 23-24〕。だが、前掲

「大正七年米ニ関スル哀願運動状況一覧表」で、同日の滑川町の騒動として説明されている内容〔荻野 1993: 78〕と重なる部分もあり、東水橋町と滑川町の騒動を混同した可能性もある。

- (10) 「大正七年 外米配給一件 中新川郡役所」には、東水橋町への外国産米配給の清算結果が、一九一九年七月分まで記録されており、「救済」用の配給分との記述もみられる。米販売の実施期間など詳細は未だ十分に明らかではないが、おそらくは当初よりも対象世帯を大幅に縮小して一年程度継続されたと考えられる。米価騰貴は、米騒動後も続き、一九二〇年の大豊作でようやく沈静した。

参考文献

(史料)

荻野富士夫編

1993 『特高警察関係資料集成』第一九卷不 二出版

「大正七年 外米配給一件 中新川郡役所」法政大学大原社会問題研究所所蔵「米騒動関係資料」

「1. 大正七年七月ニ於ケル米騒擾ニ関スル報告」、外務省記録「帝国ニ於ケル暴動関係雑件」第二卷、五、三、一、九、外務省外交史料館、JACAR Ref. B08090137000

「大正七年 米価騰貴ニ伴フ細民救済関係 下新川郡役所」法政大学大原社会問題研究所所蔵「米騒動関係資料」

「大正七年 輸出目録綴」滑川市立博物館所蔵「藤田回漕店関係資料」

- 「大正七年 輸入目録綴」滑川市立博物館所蔵「藤田回漕店関係資料」
「大正八年 統計材料整理簿 式冊ノ内巻 中新川郡役所」法政大学大
原社会問題研究所所蔵「米騒動関係資料」
「藤田栄一日記」滑川市立博物館所蔵「藤田回漕店関係資料」
- （著書・論文）
井上清・渡部徹編
1959 『米騒動の研究』第一巻 有斐閣
井本三夫編
1998 『北前の記憶―北洋・移民・米騒動との関係―』桂書房
井本三夫
2010 『水橋町（富山県）の米騒動』桂書房
岩田浩太郎
2004 「都市騒擾と食糧確保―米改め・蔵改め―」同著『近世都市騒擾
の研究―民衆運動史における構造と主体―』吉川弘文館、初出2000
梅田欽治
1971 「米騒動論」歴史学研究会ほか編『現代歴史学の課題―新しい歴
史科学を学ぶために―』下 青木書店
浦田正吉
2018a 「格差社会と浜の主婦らの哀願運動」滑川市立博物館編『米騒
動100年―滑川から全国へ―』滑川市立博物館
浦田正吉
2018b 「時代の転換期に口火」北日本新聞社編集局編『米騒動100
年』北日本新聞社
大門正克
2017 『語る歴史、聞く歴史―オーラル・ヒストリーの現場から―』岩
波書店
大川啓
2017 「近代日本の地域福祉と米価騰貴―秋田市の事例を中心に―」
『歴史評論』八〇六号
大川啓
2020 「民衆運動と近代社会―一八九〇年の高岡市周辺地域における米
騒動を中心に―」『日本史研究』六九〇号
大川啓
2022 「米騒動と女性仲仕集団―旧富山県中新川郡東水橋町における聞
き取り調査の記録を中心に―」伊藤俊介・小川原宏幸・慎蒼宇編
『「下から」歴史像を再考する―全体性構築のための東アジア近現代
史―』有志舎
岡本公甫
1978 「遠い憶い出」富山市立水橋西部小学校創校百周年記念事業実行
委員会編『水橋西部百年のあゆみ』
北日本実業奨励会編
1922 『富山県壹万円以上実業家資産名鑑と銀行会社便覧 大正十一年
七月現在』若越書院
北日本新聞社編
1974 『証言米騒動』北日本新聞社出版部

近藤浩二

2018 「富山県関係の米騒動資料(一)―『金山家文書』中の『越中女一揆』(所謂「越中女一揆」ト新聞記事トノ関係ニ就テ)―」『富山史壇』一八五号

齊藤弥一郎

1976 『米騒動』齊藤弥一郎遺著刊行会

立花雄一

2014 『隠蔽された女米騒動の真相―警察資料・現地検証から見る―』

日本経済評論社

帝国興信社編

1917 『帝国興信要録』帝国興信要録発行所

富山県編

1920 『富山県統計書 大正七年』

滑川市立博物館編

2018 『米騒動一〇〇年―滑川から全国へ―』滑川市立博物館

長谷川博・増島宏

1954 『米騒動』の第一段階(完結)―富山県下現地調査を中心とし

て―』『社会労働研究』二

松井千谷^{マサ}

1968 「坐りこむ富山の女たち」『労働・農民運動』二九号

松井滋次郎聞き取り・井本三夫編

1993 「東水橋米騒動参加者からの聞き取り記録」(上)(下)『富山史壇』一一一・一一二号

安田常雄

2012 「水俣を表現する人びと―記録の思想を中心に―」同編『シリーズ戦後日本社会の歴史3 社会を問う人びと―運動のなかの個と共

同性―』岩波書店

安丸良夫

2013 「困民党の意識過程」同著『安丸良夫集2 民衆運動の思想』岩

波書店、初出1984

The Rice Riots and Story of One's Experience: Centered on Former Higashimizuhashi-machi, Na- kaniikawa-gun, Toyama Prefecture

OKAWA Hiromu

According to research on rice riots in recent years, Higashimizuhashi-machi, Nakaniikawa-gun (present-day Toyama City) is often cited as the place that started the riots in 1918. This is based on the results of interviews conducted by Shigejiro MATSUI, Mitsuo IMOTO and others, as well as research stemming from those interviews. However, Imoto's research has been questioned with regard to the progress of the rice riots in Higashimizuhashi-machi. Also, perhaps because Matsui and Imoto were mainly interested in confirming the fact that the riots in Higashimizuhashi-machi were the beginning of the rice riots, some of the stories told by those who experienced the riots leave room for historical examination. This paper investigates the progress of the rice riots as they developed in Higashimizuhashi-machi from August 4 and attempts to position the narratives by people who experienced the riots historically based on the progression. Regarding the riots between August 4 and 6, I have clarified the progression of the riot by comparing the stories of people who experienced the riot and related historical documents. Based on the process of development, it also examines what kind of experience the rice riots in Higashimizuhashi-machi had for each narrator. For one of the participants in the riot, the rice riot was the experience of being led by 'Oyakata' (stablemaster) to attend to the group's demands every night to extract concessions from Takamatsu, a rice merchant because she is a dockworker and homemaker during the day. For another participant, the rice riots were an experience of unexpected euphoria due to the break away from daily consciousness in spite of participating as a result of local compulsion. On the other hand, for the people involved on the side of the rice merchants who were rocked by the riots, the same break away from the daily consciousness brought about anxiety and fear only the rice riots could bring. This diversity of experience should enrich the historical picture of the rice riots.